

第1章 市税とそのゆくえ

那覇市の財政

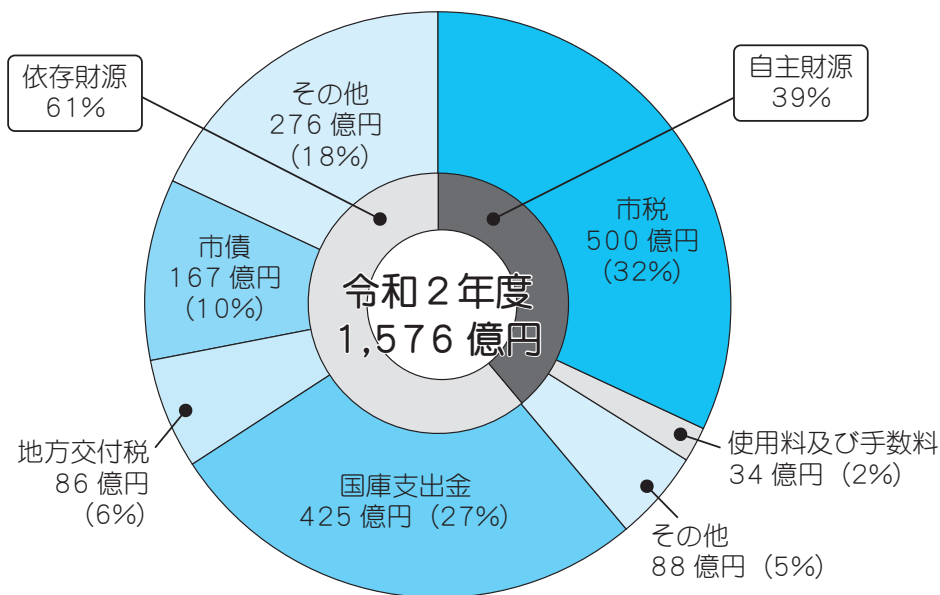
市役所は、児童や高齢者などの社会福祉をはじめ教育、ごみの収集処理、道路や公園の整備など市民一人一人が安全に、そして安心して生活を営むことができるようにいろいろなサービスを提供しています。

このためには、多くのお金が必要となり、その財源は市民の方に納めていただく市税のほかに、国から市に対して出される国庫支出金、国税の一部が配分される地方交付税、借金である市債などがあります。

令和2年度の一般会計当初予算は約1,576億円、このうち市税は約500億円で歳入の約32%を占める重要な財源となっています。

(令和2年度一般会計当初予算)

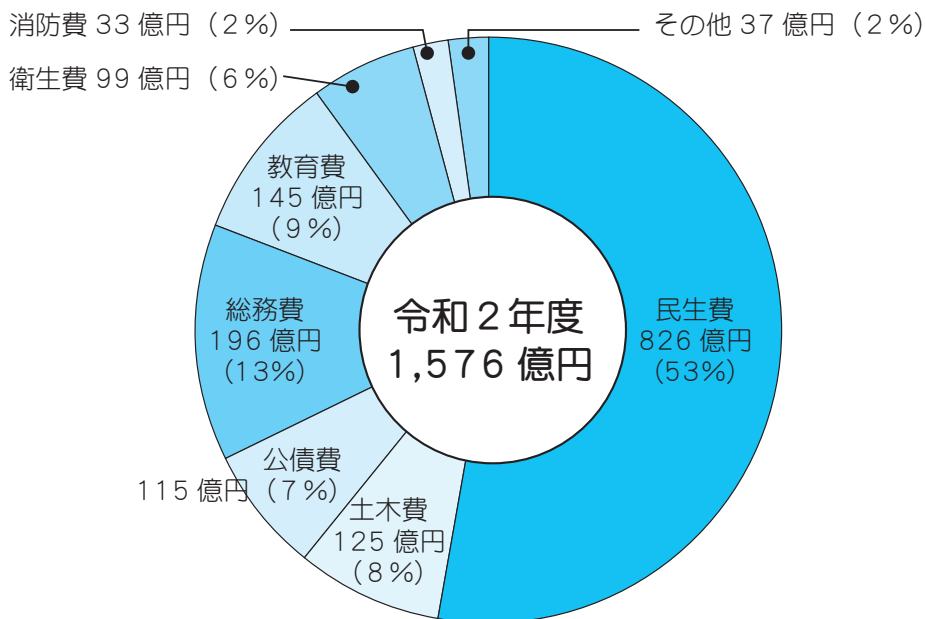
歳入(入ってくるお金)の内訳



自主財源とは 市が自主的に調達できる財源です。

依存財源とは 市が自主的に調達できない、国や県から配分された財源です。

歳出（使うお金）の内訳



民生費とは

福祉施設の運営、生活補助、児童・高齢者などのために使用されます。

土木費とは

道路・公園・市営住宅等の新設改良などのために使用されます。

公債費とは

国や金融機関など市債（借金）の返済に使われます。

総務費とは

広報・統計調査、市役所の運営などのために使用されます。

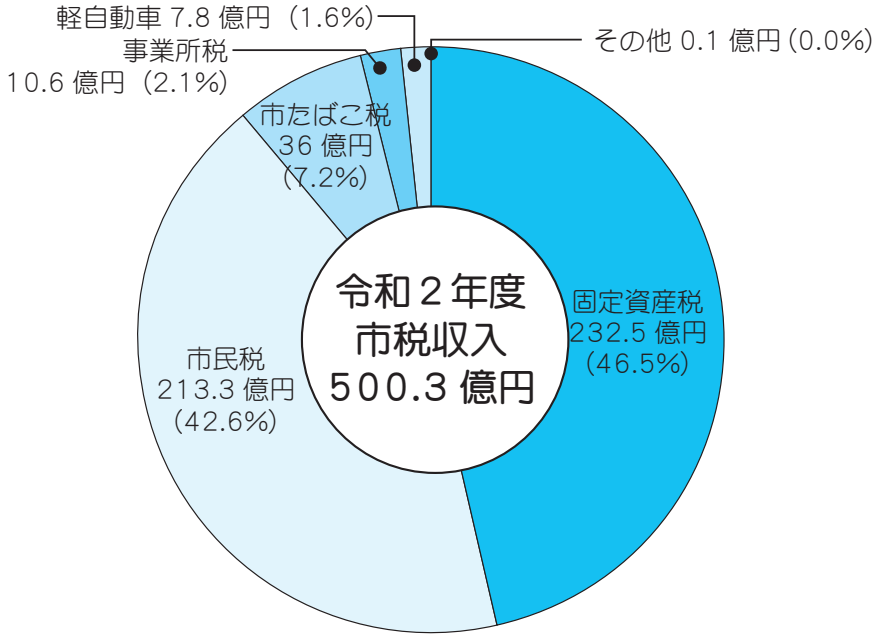
教育費とは

学校・幼稚園の運営、社会教育などのために使用されます。

衛生費とは

予防接種、ごみ処理などに使用されます。

市税収入の内訳



155,777円

市民の方に納めていただく市税額を市民1人当りに換算すると、この金額になります。

490,677円

一般会計当初予算額を市民1人当りに換算すると、この金額になります。

上記金額は、令和2年度一般会計当初予算額1,575億9,700万円のうち、市税予算額500億3,290万円、令和2年3月末現在の市の人口321,183人をもとに算出しています。

地方税法及び市税条例の一部改正のあらまし

税制改正の主要な改正点等については、次のとおりです。

税 目	改 正 内 容
1 市民税	<ul style="list-style-type: none"> ● 肉用牛の売却による事業所得に係る課税特例の期間延長 特定の肉用牛に關し、売却額が1頭あたり100万円未満であれば、年間の売却頭数が1,500頭まで、当該売却所得に対する個人の市民税の所得割を免除する特例措置を令和6年度まで延長する。 ● 優良住宅地の造成等のために土地等を譲与した場合の長期譲渡所得に係る課税特例の期間延長 国や地方公共団体等に優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得のうち2,000万円以下の部分について、個人市民税の税率を軽減する特例措置を令和5年度まで延長する。 ● 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除の見直し(令和3年度から) 婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子(前年の総所得金額等が48万円以下)を有する単身者について、同一の控除(控除額30万円)を適用する。 ● 個人住民税の人的非課税措置の見直し(令和3年度から) 現行(令和元年度改正)の寡婦、寡夫、単身児童扶養者(児童扶養手当を受給している18歳以下の児童の父又は母)に対する個人住民税の人的非課税措置を見直し、ひとり親及び寡婦(ひとり親を除く)を対象とする。※人的非課税措置の対象は前年の合計所得金額135万円以下の者 <p>企画財務部市民税課 市民税担当 (Tel098-861-3328)</p>
2 市たばこ税	<ul style="list-style-type: none"> ● 輸出等に係る課税免除の手続きの簡素化 課税免除事由に該当することを証するに足りる書類の保存を前提に、申告書への当該書類の添付を不要とする。 ● 軽量な葉巻たばこの課税方式の見直し(令和2年10月1日から) 国のたばこ税と同様、軽量な葉巻たばこ(1本当たりの重量が1g未満)1本を紙巻たばこ1本に換算する方法とする。 ※令和2年10月から2回に分けて段階的に実施 <p>企画財務部市民税課 市たばこ税担当 (Tel098-861-3328)</p>
3 固定資産税	<ul style="list-style-type: none"> ● 中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置 令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1又はゼロとする。 ● 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充 新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、適用対象に一定の事業用家屋及び構築物を加える。 <p>企画財務部資産税課 償却資産担当 (Tel098-861-5320)</p>
4 軽自動車税	<ul style="list-style-type: none"> ● 軽自動車税環境性能割の臨時的軽減措置の延長 軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限を6月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とする。 <p>企画財務部市民税課 軽自動車税担当 (Tel098-861-3328)</p>